

う。)につき支払を受けるべき利子(第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子(第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌末日までに、これを国に納付しなければならない。

3 省略

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書(以下この条において「非課税適用申告書」という。)を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者(当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この項、第七項及び第十項において「支払の取扱者」という。))を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者)を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

5・6 省略

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者(以下この項において「保管支払取扱者」という。)で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子(第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)の支

う。)につき支払を受けるべき利子(第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子(第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌末日までに、これを国に納付しなければならない。

3 同上

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書(以下この条において「非課税適用申告書」という。)を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者(当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この項、第七項及び第十項において「支払の取扱者」という。))を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者)を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

5・6 同上

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者(以下この項において「保管支払取扱者」という。)で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子(第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)の支

払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他財務省令で定める事項（以下この項及び第十四項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一・二 省 略

8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は証券業者で政令で定めるもの（内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。）が平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子（第三条の第三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所」と、前項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「外国法人」とあるのは「外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

9 省 略

10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された指定民間国外債につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11・12 省 略

払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他財務省令で定める事項（以下この項及び第十四項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一・二 同 上

8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は証券業者で政令で定めるもの（内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。）が平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子（第三条の第三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所」と、前項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「外国法人」とあるのは「外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

9 同 上

10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された指定民間国外債につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11・12 同 上

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは、「第六条第十三項（外貨債の利子の課税の特例）」において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

14 省略

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税）

第七条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する金融機関が、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、外国法人で同項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れられる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。）において経理したものにつき、当該外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十一条第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

（配当控除の特例）

第九条 省略

2 前項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる配当等以外の配当等に係る配当所得があるときにおける所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条第一項各号（配当控除の特例）に掲げる配当等に係るもの」と読み替えるものとする。

3・4 省略

（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）

第九条の四 省略

2 所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五条及び第二百二十二条

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは、「第六条第十三項（外貨債の利子の課税の特例）」において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

14 同上

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税）

第七条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する金融機関が、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、外国法人で同項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れられる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。）において経理したものにつき、当該外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十一条第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

（配当控除の特例）

第九条 同上

2 前項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる配当等以外の配当等に係る配当所得があるときにおける所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条第一項各号（配当控除の特例）に掲げる配当等に係るもの」と読み替えるものとする。

3・4 同上

（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）

第九条の四 同上

2 所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五条及び第二百二十二条

第三項の規定は、内国法人である信託会社（同法第七十六條第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八條の五第一項第三号に規定する公募により行われたものに限る。次項において同じ。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

3 所得税法第七條第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百二十二條第一項及び第二項の規定は、外国法人である信託会社（同法第八十條の二第二項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託で国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託されたものの信託財産に属する公社債等につき同法第六十一條第四号（同号ロを除く。）又は第五号に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）

第九條の五 証券業者（証券取引法第二條第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二條第二号に規定する外国証券会社をいう。）その他政令で定める者（以下この条において「証券業者等」という。）が募集その他の政令で定める取扱いを行つた公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二條第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。以下この条において「公募株式等証券投資信託」という。）の受益証券を当該取扱いに係る顧客から買い取つた場合において、当該受益証券が社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該証券業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益証券を

第三項の規定は、内国法人である信託会社（同法第七十六條第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八條の五第一項第三号に規定する公募により行われたものに限る。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条並びに第二百十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、証券業者等が、政令で定めるところにより、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配につき同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例)

第九条の六 省 略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

(相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社譲渡した場合のみなし配当課税の特例)

第九条の七 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書)の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格(同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された前条第一項に規定する上場会社等以外の株式会社(以下この項において「非上場会社」という。)の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第二十一条第十六号に規定する資本等の金額又は同法第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一

(上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例)

第九条の五 同 上

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第八項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第八項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の三 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十八年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項から第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一〇三 省 略

2514 省 略

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の四 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強

四 前条第五項に規定する中小企業者に該当する個人が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

259 同 上

(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の三 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項から第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一〇三 同 上

2514 同 上

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の四 同 上

化設備」という。)で政令で定める規模のもの(以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業基盤強化設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 省 略

二 卸売業又は小売業を営む第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人
機械及び装置並びに器具及び備品(電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。)

三 飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人 器具及び備品(当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。)

四 省 略

五 省 略

六 省 略

七 省 略

2 14 省 略

(特定設備等の特別償却)

第十一条 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定設備等」という。)につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(同表の第三号の上欄に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所

一 同 上

二 卸売業、小売業又は飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人 機械及び装置並びに器具及び備品(電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。)

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

2 14 同 上

(特定設備等の特別償却)

第十一条 同 上

得の金額の計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第十条第五項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合（当該特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当する場合には、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合）を乗じて計算した金額との合計額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定設備等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する個人（畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。）	当該機械その他の減価償却資産（新設又は増設に係るもの）のうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるものを除く。	百分の十六（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構造物については、百分の十）
二・三 省略	省略	省略

2・3 省略

第十一条の五 削除

個人	資産	割合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する個人	同上	同上
二・三 同上	同上	同上

2・3 同上

（特定余暇利用施設の特別償却）

第十一条の五 青色申告書を提出する個人が、平成元年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に行われた地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第八十八条の規定による改正前の総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この項において「旧総合保養地域整備法」という。）第五条第四項に規定する承認（平成十六年三月三十一日

(商業施設等の特別償却)
第十一条の七 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十七年三月三十一日(同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日)までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若

- までに行われた旧総合保養地域整備法第六条第一項に規定する承認又は総合保養地域整備法第六条第一項に規定する同意を含む。)に係る同法第五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区の区域内において、当該承認の日から十四年以内の期間で政令で定める期間(以下この項において「適用期間」という。)内に、当該基本構想において定められた同法第二条第二項に規定する特定民間施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定めるものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この条において「特定余暇利用施設」という。)の取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定余暇利用施設の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定余暇利用施設について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定余暇利用施設の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。
- 一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三
 - 二 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の七
 - 三 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の五
- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定余暇利用施設の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。
- 3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(商業施設等の特別償却)
第十一条の七 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十七年三月三十一日(同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日)までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若

しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一・二 省略	省略	省略

2・3 省略

（再商品化設備等の特別償却）

第十一条の九 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該再商品化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律

しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一・二 同上	同上	同上

2・3 同上

（再商品化設備等の特別償却）

第十一条の九 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第一号及び第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該再商品化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律

第百十二号) 第二条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化又は使用済自動車
の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号) 第二条第五項に
規定する自動車破砕残さの再資源化をするための機械その他の減価償却資産で
政令で定めるもの 百分の二十三

二・三 省 略
2・3 省 略

第百十二号) 第二条第六項に規定する分別基準適合物若しくは特定家庭用機器
再商品化法(平成十年法律第九十七号) 第二条第五項に規定する特定家庭用機
器廃棄物の再商品化又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年
法律第八十七号) 第二条第五項に規定する自動車破砕残さの再資源化をするた
めの機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

二・三 同 上
2・3 同 上

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

第十一条の十 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成十六年三
月三十一日までの間に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置
法(平成四年法律第二十二号) 第五条第八項の同意(同法第六条第一項の同意を
含む。)に係る同法第五条第一項の地域輸入促進計画において定められた同条第
三項の特定集積地区(以下この項において「特定集積地区」という。)の区域内
において同法第二条第二項に規定する輸入貨物流通促進事業のうち政令で定める
もの(以下この項において「輸入関連事業」という。)の用に供する設備で政令
で定める規模のものの新設をする場合において、当該地域輸入促進計画に従つて
、当該新設に係る建物及びその附属設備並びに機械及び装置で、輸入関連事業の
円滑な実施に著しく資するものとして輸入関連事業の種類に応じて政令で定める
もののうち、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以
下この条において「輸入関連事業用資産」という。)を取得し、又は輸入関連事
業用資産を製作し、若しくは建設して、これを特定集積地区内において当該個人
の営む輸入関連事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における
当該個人の事業所得の金額の計算上、当該輸入関連事業用資産の償却費として必
要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該
輸入関連事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価
額(一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が十億円
を超える場合には、十億円に当該輸入関連事業用資産の取得価額が当該一の生産
等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額のうち占める割合を
乗じて計算した金額)の百分の二十(建物及びその附属設備については、百分の
十)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した
金額とする。ただし、当該輸入関連事業用資産の償却費として同項の規定により
必要経費に算入される金額を下ることはできない。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二条 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地区又は地域	事業	資産	割合
--------	----	----	----

--	--	--	--

- 2| 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける輸入関連事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の十第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。
- 3| 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)
第十二条 同上

地区又は地域	事業	資産	割合
一 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五條第三項の規定により同条第一項又は第二項の実施計画において定められた工業等導入地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の八（建物及びその附属設備については、百分の四）

一 省略	省略	省略	省略
二 省略	省略	省略	省略
三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの	百分の十一（建物及びその附属設備については、百分の七）
四 省略	省略	省略	省略
五 省略	省略	省略	省略
六 省略	省略	省略	省略

2・3 省略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第十三条 省略

2 省略

3 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経

二 同上	同上	同上	同上
三 同上	同上	同上	同上
四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区	同上	同上	同上
五 同上	同上	同上	同上
六 同上	同上	同上	同上
七 同上	同上	同上	同上

2・3 同上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第十三条 同上

2 同上

3 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経

費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一・二 省略	省略	省略

457 省略

（農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却）

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十（当該資産が、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号に定める資産である場合には百分の十二とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 省略

費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一・二 同上	同上	同上

457 同上

（農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却）

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十（当該資産が、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十二とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 同上

三 当該個人が、平成五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する林業経営改善計画で政令で定めるもの（以下この号において「林業経営改善計画」という。）に係る同項の認定を受けた個人のうち相当の規模の林業を営む者として政令で定めるもので、当該林業経営改善計画に従って同条第二項第二号に規定する林業経営の規模の

三 当該個人が、平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項に規定する改善措置についての計画（当該個人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十一条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。）に係る同法第五条第一項の認定を受けた個人のうち主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該個人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める各年（第一号に定める各年にあつては、同項第一号二に掲げる要件を満たす場合における第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）をいう。

一 省 略

二 前項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第二号又は第三号に規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

3・4 省 略

（漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却）

第十三条の四 青色申告書を提出する個人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定を受けた漁業者であるものが、供用期間内の日の属する各年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全

拡大を行つていないことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該個人が当該林業経営改善計画に係る認定前に他の林業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな林業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

四 当該個人（前号に掲げる場合に該当する個人を除く。）が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項に規定する改善措置についての計画（当該個人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十一条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。）に係る同法第五条第一項の認定を受けた個人のうち主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該個人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

2 同 上

一 同 上

二 前項第二号から第四号までに掲げる場合 同項第二号から第四号までに規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

3・4 同 上

（漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却）

第十三条の四 青色申告書を提出する個人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定を受けた漁業者であるものが、供用期間内の日の属する各年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全

部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該認定に係る同条第一項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従つて漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する漁船のうちその年又はその年の前年以前四年内の各年において当該認定改善計画に従つて取得し、又は建造して当該個人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあつては、その取得の時に供して建造の後事業の用に供されたことのないものに限る。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該漁船について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の十四に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該漁船の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

254 省略

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該特定優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百二十一（当該特定優良賃貸住宅のうちその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百二十八）に相当する金額とする。

部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該認定に係る同条第一項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従つて漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する漁船のうちその年又はその年の前年以前四年内の各年において当該認定改善計画に従つて取得し、又は建造して当該個人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあつては、その取得の時に供して建造の後事業の用に供されたことのないものに限る。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該漁船について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の十四に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該漁船の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

254 同上

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び第五項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百三十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する金額とする。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅

2. 4 省 略

5 前各項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

6 省 略

(特定再開発建築物等の割増償却)

第十四条の二 省 略

2 前項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 四 省 略

五 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する構築物で政令で定めるもの

3. 4 省 略

のうち次に掲げるもの

イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建築物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの

ロ 次に掲げる建築物（政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1) 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

(2) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの

2. 4 同 上

5 前各項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

6 同 上

(特定再開発建築物等の割増償却)

第十四条の二 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する構築物（政令で定める規模のものに限る。）

3. 4 同 上

(倉庫用建物等の割増償却)

第十五条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定められたもの(以下この条において「倉庫用建物等」という。)でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 省 略

(鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却)

第十八条 青色申告書を提出する個人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の金額の計算上、その支出した金額につき必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 省 略

二 沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法(以下この号において「読替え後の中小企業経営革新支援法」

(倉庫用建物等の割増償却)

第十五条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第四項に規定する臨港地区又は物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち当該地区又は区域の区分に応じて政令で定めるもの(以下この条において「倉庫用建物等」という。)でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百十二に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 同 上

(鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却)

第十八条 同 上

一 同 上

二 中小企業経営革新支援法第四条第一項(沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する経営革新計画(中小

という。) 第四条第一項に規定する経営革新計画(中小企業経営革新支援法第二條第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る読替え後の中小企業経営革新支援法第四條第三項の承認を受けた沖繩振興特別措置法第六十六條に規定する特定組合等 読替え後の中小企業経営革新支援法第四條第二項第五号に規定する負担金

三 省略

2 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十九條 個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

- 一 第十條の二から第十一條の四まで又は第十一條の六から第十五條までの規定
- 二 省略

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十條 青色申告書を提出する個人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第二條第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年から平成十八年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、同法第七條第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七條第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十條第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。)に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

企業経営革新支援法第二條第二項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同法第四條第三項(沖繩振興特別措置法第六十六條の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の承認を受けた中小企業経営革新支援法第二條第二項に規定する組合等若しくは沖繩振興特別措置法第六十六條に規定する特定組合等又は中小企業経営革新支援法第十條第一項に規定する経営基盤強化計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同法第三項の承認を受けた同法第一項に規定する特定組合等 同法第九條第二項(沖繩振興特別措置法第六十六條の規定により読み替えて適用される場合及び中小企業経営革新支援法第十三條第二項において準用する場合を含む。)に規定する負担金

三 同上

2 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十九條 同上

- 一 第十條の二から第十五條までの規定
- 二 同上

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十條 青色申告書を提出する個人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第二條第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年から平成十六年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、同法第七條第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七條第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十條第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。)に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。